香川県　ランスタッド・高松支店　国家試験係
香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県　ランスタッド・広島支店　国家試験係
広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
ランスタッド・福岡支店　国家試験係
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県　人材派遣センターオキナワ　国家試験係
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

視能訓練士国家試験の施行

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第57回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月18日（木曜日）

２　試験地　東京都及び大阪府

３　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第５項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、３年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、外国語、心理学、保健体育、生物学、物理学、数学（統計学を含む。）及び教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、１年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）。ただし、平成16年４月１日前に法第14条第２号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所に入学し、又は入所した者であって、学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学又は規則第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、英語、心理学、保健体育及び教育学、倫理学、生物学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めたものに対しても、受験資格を認める。

⑶　外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑷　法の施行の際（昭和46年７月19日）現に厚生大臣が指定した養成所において、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は当該知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、視能訓練士国家試験運営本部事務所又は視能訓練士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは視能訓練士養成所又は視能訓練士国家試験運営本部事務所若しくは視能訓練士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴、⑵又は⑷に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　視能訓練士国家試験受験資格認定書の写し（視能訓練士国家試験運営本部事務所又は視能訓練士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴、⑵又は⑷に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、視能訓練士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる視能訓練士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年２月４日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、視能訓練士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに視能訓練士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。